

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 1,930,976	千円 945,817,362	千円 31,650,682	千円 216,016,757	% 22.8	% 21.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考①)一人当たり給与費 (B)/(A)	(参考②)都道府県平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和4年度	人 24,016	千円 96,321,123	千円 17,913,132	千円 38,345,204	千円 152,579,459	千円 6,353	千円 6,819

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

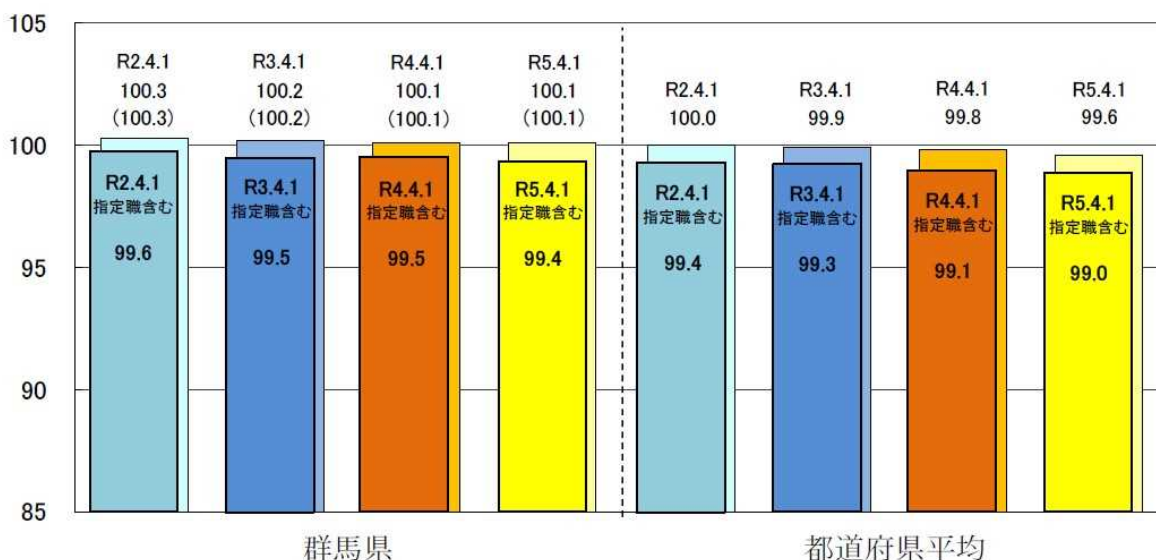
2 職員数及び都道府県平均一人当たり給与費は、令和4年4月1日現在の人数及び金額である。

3 一人当たり給与費は、人件費の決算額を正規職員数で除して算出したものであるが、人件費には再任用短時間勤務職員分の給与も含まれている（※職員数には再任用短時間勤務職員は含まれない）ことなどから、いわゆる平均給与額（年収）を示すものではない。

4 参考②は、令和4年度地方財政状況調査による。

(3) ラスパイレス指数等の状況

①ラスパイレス指数の状況



※ 括弧書きは、地域手当補正後のラスパイレス指数

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数であるが、ラスパイレス指数はあくまでも給料月額（基

本給)のみを基礎として算出されるものであり、毎月支払われる諸手当については除かれた給与比較指標である。

2 括弧書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+本県の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 「指定職含む」の値は、比較している国家公務員の人員及び給料水準について、行政職俸給表(一)適用職員の他に指定職俸給表適用職員を合算し、ラスパイレス指数を算出した場合の値である。

※ 指定職俸給表適用職員(国における本府省の部長等以上の官職を占める職員)はラスパイレス指数の比較における国家公務員の人員及び給料水準の算定基礎には含まれない。一方で、地方公共団体については部長等を含む全ての一般行政職を算定基礎としてラスパイレス指数を算出していることから、指定職俸給表適用職員を算定基礎に含めて試算したものである。

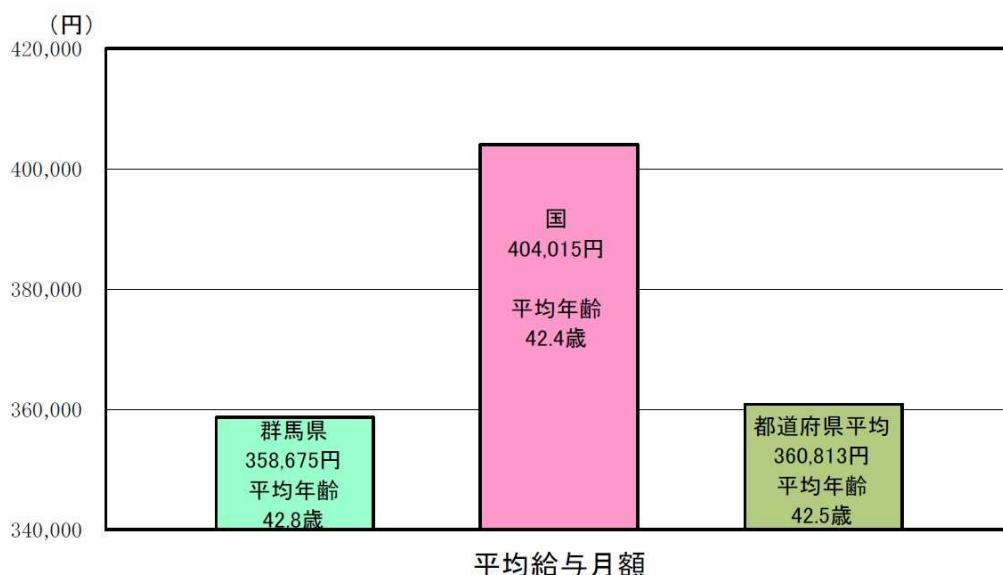
(参考) 国の指定職俸給表の俸給月額(令和5年度)

1号俸の俸給月額	最高号俸の俸給月額
708,000円	1,178,000円

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている理由等

・昇給日が異なる(国:1月1日 本県:4月1日)ことに加え、職員構成の違い等が影響していると考えている。

②平均給与月額(一般行政職)の状況



(注) 1 「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の時間外勤務手当、特殊勤務手当等の支給額が非公表であることから、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出した平均給与月額(給料月額と諸手当の合計)である。

2 平均給与月額については、「2 職員の平均給与月額、初任給等の状況」を参照のこと。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)		
令和5 年度	円 371,202	円 368,270	2,932 円 (0.80%)	0.78%	0.78%	1.1%

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合(A)	公務員の 支給月数(B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)		
令和5 年度	月 4.49	月 4.40	月 0.09	月 1.00	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
 (内容) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表の給与月額を平均2%(最大4%程度)の引下げ。激変緩和のため、平成30年3月31日まで経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 県内一律2.5%を支給
 (実施時期) 平成28年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
群馬県	42.8 歳	327,239 円	398,932 円	358,675 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
都道府県平均	42.5 歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
群馬県	55.7 歳	61 人	346,487 円	374,654 円	364,517 円
うち学校給食員	—	7 人	331,614 円	358,583 円	347,664 円
うち用務員	—	49 人	349,245 円	377,303 円	367,839 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円
都道府県平均	54.0 歳	157 人	309,751 円	363,470 円	340,288 円

区 分	民 間			参 考 (A) / (B)
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
群馬県	—	—	—	—
うち学校給食員	調理士	44.1 歳	259,100 円	1.4
うち用務員	用務員	49.1 歳	241,700 円	1.6
国	—	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	(C) / (D)
群馬県	—	—	—
うち学校給食員	6,008,796 円	3,422,800 円	1.8
うち用務員	6,241,736 円	3,253,900 円	1.9

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（企業規模10人以上、短時間労働者を除く常用労働者について集計したもの）を使用している（令和2年度から令和4年度までの3か年平均）。
- ※ 民間データのうち群馬県「うち用務員」の数値は、全国計のデータである。
- ※ 「常用労働者」とは、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」並びに「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者」を含むものである。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額（公務員においては、令和5年4月1日現在）を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 職員数が3人以上の主な職種について記載している。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
群馬県	47.5 歳	379,200 円	430,913 円
都道府県平均	44.8 歳	369,044 円	430,934 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
群馬県	43.2 歳	360,800 円	402,826 円
都道府県平均	41.8 歳	353,669 円	409,129 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
群馬県	38.7 歳	326,496 円	438,632 円	353,682 円
国	41.6 歳	323,004 円	—	382,749 円
都道府県平均	38.9 歳	328,653 円	472,237 円	378,067 円

(注) 1 職員の平均年齢、職員数、平均給料月額、平均給与月額及び平均給与月額（国ベース）については、令和5年4月1日現在のものである。

2 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	190,200 円	185,200 円
	高 校 卒	157,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	153,500 円	—
	中 学 卒	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	212,400 円	—
	短 大 卒	187,700 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	212,400 円	—
	短 大 卒	190,600 円	—
警 察 職	大 学 卒	222,700 円	214,900 円
	高 校 卒	191,300 円	178,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	283,185 円	362,103 円	385,779 円	397,598 円
	高 校 卒	235,243 円	325,117 円	349,927 円	375,555 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—

	中 学 卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大 学 卒	303,031 円	384,309 円	408,963 円	422,334 円
	短 大 卒	—	—	—	367,829 円
小・中学校 教育職	大 学 卒	304,444 円	380,226 円	400,057 円	409,521 円
	短 大 卒	—	364,300 円	(26年)388,640 円	400,157 円
警 察 職	大 学 卒	284,367 円	382,748 円	406,134 円	410,586 円
	高 校 卒	266,626 円	347,412 円	392,774 円	404,521 円

(注) 該当職員が5人以下の区分については、記載なし(近似の経験年数も同様)。

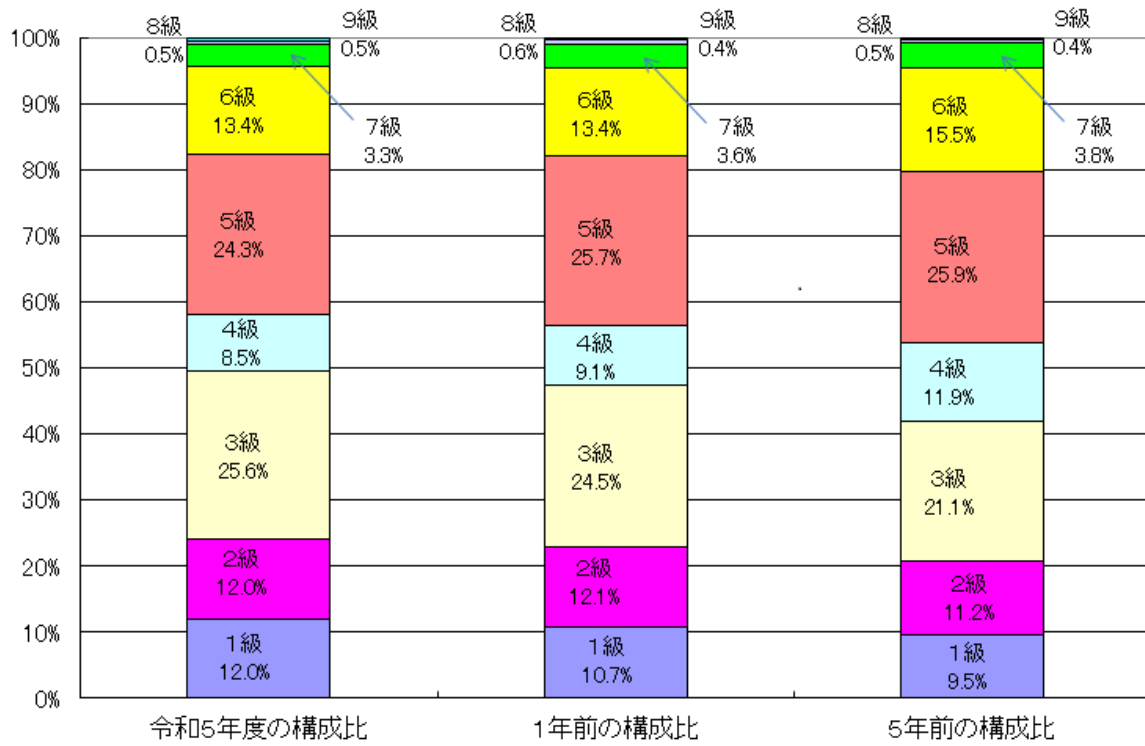
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

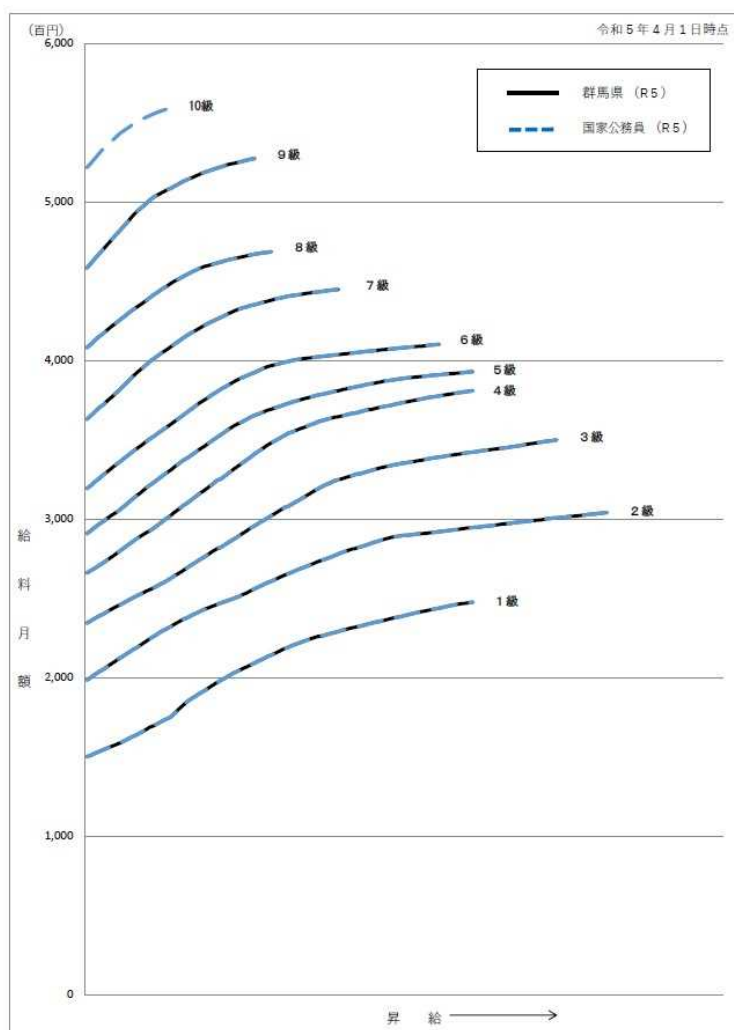
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	552 人	12.0 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主事、技師	551 人	12.0 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主任、副主幹	1,180 人	25.6 %	234,400 円	350,000 円
4 級	主幹、係長	391 人	8.5 %	266,000 円	381,000 円
5 級	補佐	1,119 人	24.3 %	290,700 円	393,000 円
6 級	次長	617 人	13.4 %	319,200 円	410,200 円
7 級	課長	151 人	3.3 %	362,900 円	444,900 円
8 級	局長	24 人	0.5 %	408,100 円	468,600 円
9 級	部長	22 人	0.5 %	458,400 円	527,500 円

(注) 1 群馬県職員の給与に関する条例(昭和26年群馬県条例第55号)に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	イ 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分	—	—	—	—
標準、下位の区分	—	—	—	—
標準の区分のみ（一律）	—	—	—	—
ロ 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

群	馬	県	国
一人当たり平均支給額（令和4年度）			—
1,641 千円			
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)			(令和4年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督者加算 10～25%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理監督者加算 10～25%

(注) 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率	—	—	—	—
標準、下位の成績率	—	—	—	—
標準の成績率のみ（一律）	—		—	
ロ 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

群	馬	県	国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）
一人当たり平均支給額			
2,183 千円 16,840 千円			

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		2,581,166 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		107,396 円	
支給対象地域	支給率	支給率（国の制度）	支給対象職員数
東京都特別区	20 %	20 %	26 人 (34 人)
大阪府大阪市	16 %	16 %	2 人 (2 人)
埼玉県さいたま市等	15 %	15 %	1 人 (4 人)
上記以外の県外市町村	—	—	2 人 (3 人)
群馬県高崎市	2.5 %	6 %	424 人 (3,811 人)
群馬県前橋市、太田市、渋川市	2.5 %	3 %	3,129 人 (10,375 人)
上記以外の県内市町村	2.5 %	0 %	1,140 人 (9,850 人)
医師・歯科医師	16 %	16 %	(24 人)
平均支給率	2.5 %	2.5 % (2.3 %)	—

- (注) 1 「支給対象職員数」のうち、上段は一般行政職の職員数、下段括弧書内は全職種の職員数である。
- 2 「支給率」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し本県の支給率で支給した場合の加重平均の支給率である。また、「支給率（国の制度）」の欄の平均支給率は、支給対象職員（上段、下段の別はそれぞれ平均支給率の別と同じ）に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		1,185,628 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		143,452 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		34.4 %
手当の種類（手当数）		49
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	①県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等職員 (②を除く。)	(月額) 12,300 円～18,000 円
	②県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等職員 (管理職員)	(日額) 410 円～480 円
	③県税の賦課徴収に従事する行政県税事務所等以外の職員	(日額) 860 円
教育指導手当	①実技による教育訓練の指導に従事する消防学校職員	(日額) 280 円又は380 円

	②職業訓練の指導に従事する産業技術専門校の職業訓練指導員	(月額) 給料月額の4%又は10%
	③農林業技術に関する教育又は研修に従事する農林大学校の普及指導員等	(上限30,000円)
社会福祉業務手当	福祉に関する業務に従事する保健福祉事務所等職員	(日額) 220円～430円
防疫等作業手当	感染症又は家畜伝染病に係る防疫作業等に従事する職員 ※ 新型コロナウイルス感染症対応業務	(日額) 290円～760円 ※ (日額) 580円～4,000円
精神保健業務手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく立会い等の業務に従事する職員	(日額) 600円
夜間看護等手当	深夜に行う看護、介護等業務に従事するしろがね学園職員	(勤務1回) 2,400円～3,700円
犬等取扱作業手当	犬等の捕獲・処理等の業務に従事する職員	(日額) 400円
環境衛生検査等業務手当	し尿処理施設等の立入検査等の業務に従事する職員	(日額) 250円又は650円
種雄豚等取扱手当	種雄豚の自然交配等に係る業務に従事する畜産試験場又は浅間家畜育成牧場職員	(日額) 230円又は270円
獣医師業務手当	①家畜に関する試験研究等業務に従事する畜産試験場又は浅間家畜育成牧場の獣医師	(月額) 11,000円又は12,000円
	②BSE検査のための検体採材業務に従事する職員	(日額) 1,350円又は760円
繭糸技術業務手当	繭糸に関する煮繭等の業務に従事する職員	(日額) 150円又は200円
特殊自動車運転業務手当	特殊自動車を運転する業務に従事する職員	(日額) 280円又は420円
爆発物等取扱手当	火薬類の製造施設等の保安検査等に従事する職員	(日額) 230円又は290円
用地取得等交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(日額) 650円又は700円
特殊現場業務手当	①高所、深所等での検査、監視等業務に従事する職員	(日額) 200円～600円
	②自然解説に関する業務に従事する職員	(月額) 給料月額の12%
航空業務手当	航空機の搭乗に関する業務に従事する職員	(1時間) 1,900円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する交替制勤務職員	(勤務1回) 730円又は1,100円
兼務手当	正規の勤務時間外において昼間又は夜間の課程の職員が別の課程の授業に従事する場合	(授業1時間) 1,730円又は1,860円
産業教育実習手当	正規の勤務時間外において産業教育実習に関する特殊業務に従事する職員	(勤務1回) 2,450円又は4,900円

通信教育手当	正規の勤務時間外において通信教育の添削又は面接指導業務に従事する職員	(レポート1枚) 186円 (授業1時間) 1,860円
入学者選抜手当	正規の勤務時間外において入学選抜に関する業務に従事する職員	(1時間) 600円
夜間課程本務手当	夜間課程を本務とする職員(教育職員を除く。)	(日額) 250円
非常災害時等緊急業務手当	週休日等において学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事する職員	(日額) 7,500円~16,000円
修学旅行等指導業務手当	泊を伴う修学旅行等で児童生徒を引率して行う指導業務に従事する職員	(日額) 5,100円
対外運動競技等指導業務手当	泊を伴うもの又は週休日等における運動競技等で児童生徒を引率して行う指導業務に従事する職員	(日額) 5,100円
部活動指導業務手当	週休日等の部活動指導業務に従事する職員	(日額) 2,700円
有害物取扱手当	毒物等を取り扱う農業学科の実習業務に従事する職員	(日額) 230円
教育業務連絡指導手当	主任等として教務等に関する業務についての連絡調整・指導助言に当たる職務の者が担当業務に従事した場合	(日額) 200円
多学年学級担当手当	小・中学校の2以上の学年をもって編成した学級を担当する職員が授業・指導業務に従事する場合	(日額) 290円(2学年) 350円(3学年)
他校兼務手当	本務として勤務する学校以外の学校に勤務する職員	(日額) 500円
刑事作業手当	私服で犯罪の捜査、被疑者の逮捕等の業務に従事する職員	(日額) 520円
鑑識作業手当	鑑識、鑑定、凶化等の業務に従事する職員	(日額) 300円又は520円
交通取締用自動車等運転手当	交通取締用の自動車等の運転業務に従事する職員	(日額) 390円又は520円
看守作業手当	留置人の看守業務又は被疑者の護送の作業に従事する職員	(日額) 200円又は340円
爆発物取扱等作業手当	①火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	(日額) 290円
	②特殊危険物質等に対して行う鑑識等の作業に従事する職員	(日額) 4,600円
	③特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業に従事する職員	(日額) 250円
	④特殊危険物質の製造過程を解明するための実験に従事する職員	(日額) 460円
死体処理手当	死体の取扱等作業に従事する職員	(死体1体) 1,600円又は3,200円
交通捜査等作業	交通事故、交通違反等の捜査業務等に従事する職員	(日額) 310円~570円

手当		
警ら手当	警ら作業に従事する職員	(日額) 300 円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する交替制勤務職員	(勤務 1 回) 730 円又は 1,100 円
青少年補導手当	青少年の非行防止のための街頭補導業務に従事する職員	(日額) 280 円
爆弾処理手当	爆発物の識別、運搬、解体等の処理業務に従事する職員	(処理 1 件) 4,600 円
遭難救助手当	①山岳遭難者の捜索救助の業務又は重大な災害における災害警備、遭難救助等の業務に従事する職員	(日額) 500 円～4,600 円
	②東日本大震災、特定大規模災害に係る作業に従事する職員	(日額) 660 円～40,000 円
緊急呼出業務手当	突発的事件等の処理業務のため正規の勤務時間外に緊急呼出しにより勤務を命じられ、当該業務に従事する職員	(勤務 1 回) 1,240 円
潜水作業手当	潜水器具を着用して潜水業務に従事する職員	(日額) 500 円
航空作業手当	①航空機の整備作業を行う業務に従事する職員	(日額) 1,050 円
	②航空機の操縦作業、搭乗して行う捜索等の業務に従事する職員	(1 時間) 1,900 円～6,630 円
	③飛行中の航空機からの降下作業業務に従事する職員	(日額) 500 円又は 870 円
核物質輸送警備手当	核物質輸送車両を先導し、又は追従する警備業務に従事する職員	(日額) 640 円
身辺警護等作業手当	皇族の側近警備等業務に従事する職員	(日額) 640 円又は 1,150 円
銃器等犯罪捜査従事手当	防弾装備を着装し、武器を携行して行う犯人逮捕等の業務に従事する職員	(日額) 260 円～1,640 円
新型コロナウイルス感染症対応作業手当	①新型コロナウイルス感染症の患者等に対して行う犯罪捜査、逮捕、保護、看守・護送、死体処理に従事する職員	(日額) 3,000 円
	②新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して行う作業等に従事する職員	(日額) 4,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	3,685,961 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	422 千円
支給実績（令和3年度決算）	3,689,692 千円
職員一人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	424 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,500～6,500 円 2 子 10,000 円 3 その他の扶養親族 3,500～6,500 円 4 特定年齢にある子 一人5,000 円加算 ※「1及び3」は、行政職給料表9級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 2,253,061	円 253,866
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限28,000円) ※家賃16,000円を超える場合に限り。	同じ	—	千円 1,289,233	円 302,140
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 (例) 自動車通勤した場合 ・10km …… 6,820 円 ・15km …… 10,070 円 ・20km …… 13,310 円	異なる	国は、55,000円を限度に全額支給 国は、使用距離に応じて2,000円～31,600円	千円 2,038,060	円 91,241
単身赴任	異動等に伴って住居を移転し、やむを得	同じ	—	千円	円

手当	<p>ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給</p> <p>1 基礎額 30,000 円</p> <p>2 加算額 8,000 円～70,000 円</p> <p>※交通距離に応じて加算</p>			35,216	475,892
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会の指定する職に在職する職員に支給</p> <p>・給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額</p> <p>42,100 円～128,900 円</p>	一部異なる	国は、 46,300 円 ～ 139,300 円	千円 1,391,463	円 693,305
初任給調整手当	<p>採用による欠員の補充が困難と認められる職員に支給</p> <p>1 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師 採用からの経験年数に応じ 49,100 円～308,600 円</p> <p>2 行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表（二）の適用を受ける獣医師 採用からの経験年数に応じ 1,000 円～30,000 円</p>	同じ	—	千円 77,599	円 994,859
特勤手当	<p>生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <p>・（給料月額＋扶養手当月額） ×支給割合（4～8%）</p>	同じ	—	千円 7,846	円 103,237
特勤手当に準ずる手当	<p>特勤公署等に異動した職員等のうち異動に伴って住居を移転した者に異動から3～6年間支給</p> <p>・（異動時等の給料月額＋扶養手当月額） ×支給割合（2～5%）</p>			千円 3,204	円 91,541
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌午前5時まで）に勤務した職員に支給</p> <p>・勤務1時間当たり給与額×25% ×勤務時間数</p>	同じ	—	千円 198,933	円 136,912
休日勤務手当	<p>休日及び年末年始の休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p>	同じ	—	千円 691,913	円 717,752

	・勤務1時間当たり給与額 ×135～150%×勤務時間数				
宿日直手当	宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給	一部異なる		千円 685,986	円 346,983
	1 一般の宿日直勤務 5,500円		国は、 4,200円		
	2 特殊業務の宿日直 (1) 教育機関施設等の生活指導 6,100円		国は、 5,900円		
	(2) 警察の当直勤務 7,200円 (3) 医師・歯科医師の当直勤務 21,000円				
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・週休日等 勤務1回につき2,600円～18,000円 ・平日深夜 勤務1回につき1,300円～6,000円	一部異なる	・国は、 6,000円 ～ 12,000円	千円 38,152	円 48,913
農林漁業 普及指導 手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給 ・給料の月額×7%			千円 33,693	円 309,110
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給	一部異なる	・国では、本県の1～3級地が4級地となり、手当額は17,800円、10,200円、7,360円のいずれかを支給 ・国は、支給地域	千円 51,445	円 31,293
	1 世帯主である職員（支給地域内に居住） (1) 扶養親族のある職員 1級地 17,800円 2級地 11,860円 3級地 8,900円 (2) その他の世帯主である職員 1級地 10,200円 2級地 6,800円 3級地 5,100円 2 その他の職員 1級地 7,360円 2級地 4,900円 3級地 3,680円				

			内への居住を支給要件としていない。 ・支給地域が一部異なる。		
災害派遣手当	他の地方公共団体等から災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に支給 ・宿泊施設、滞在期間に応じて 3,970円～6,620円			千円 —	円 —
武力攻撃災害等派遣手当	他の地方公共団体等から国民保護の措置を実施するため派遣された職員に支給 ・宿泊施設、滞在期間に応じて 3,970円～6,620円			千円 —	円 —
任期付研究員業績手当	特に顕著な研究業績をあげた任期付研究員に支給 ・給料月額に相当する額			千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特に顕著な業績をあげた特定任期付職員に支給 ・給料月額に相当する額			千円 —	円 —
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当月額) ×支給割合(4～12%)			千円 47,452	円 207,214
へき地手当に準ずる手当	へき地学校等に異動した職員のうち異動に伴って住居を移転したものに異動から3～6年間支給 ・(給料の月額+扶養手当月額) ×支給割合(2～4%)			千円 2,380	円 91,541
定時制通信教育手当	定時制課程又は通信教育を行う高等学校の教職員に支給 ・給料の月額×支給割合(6～9%、管理職4～7%)			千円 92,135	円 345,075
産業教育手当	農業、水産及び工業に関する課程を置く高等学校で実習を伴う科目を担当する教職員に支給 ・給料の月額×9%			千円 180,496	円 394,958

(定時制通信教育手当受給者5%)					
義務教育 等教員特 別手当	義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給別に定められた額 (8,100円を限度)			千円 914,828	円 63,508

5 会計年度任用職員の給与の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等	令和4年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表(行政職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表)の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 78,123
期末手当	(令和4年度支給割合)2.40月分 (令和5年度支給割合)2.40月分	千円 15,639
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 6,045

(注) 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員(一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員)の状況である。

6 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,310,000 円
	副 知 事	1,060,000 円
報 酬	議 長	980,000 円
	副 議 長	920,000 円
	議 員	830,000 円
期 末 手 当	知 事	(令和4年度支給割合) 3.30 月分
	副 知 事	(令和4年度支給割合) 3.30 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×57/100×在職月数 35,842 千円 任期毎
	副 知 事	給料月額×43/100×在職月数 21,878 千円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

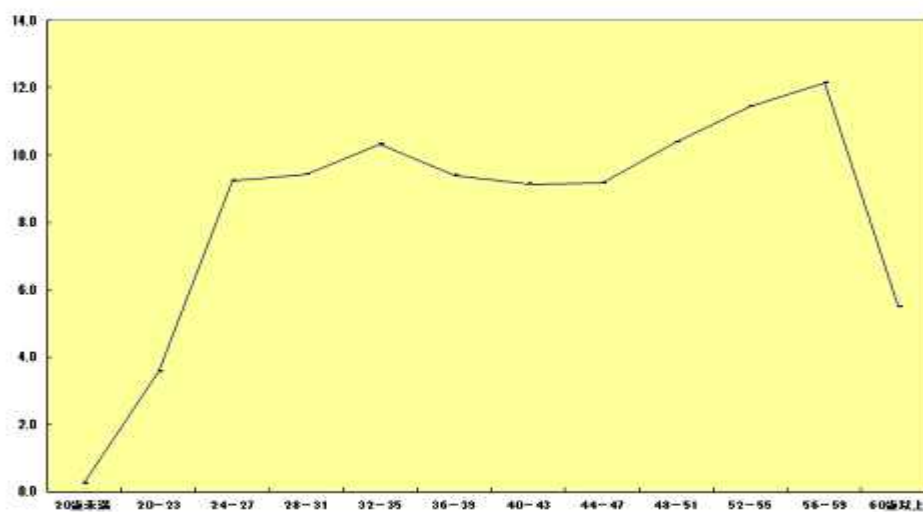
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	34	34	0	
		総務企	650	693	43	兼務による欠員解消 ※、組織再編
		税務	271	280	9	兼務による欠員解消 ※
		民生	433	461	28	兼務による欠員解消 ※、組織再編
		衛生	729	606	▲123	新型コロナ関連体制縮小
		労働	87	87	0	
		農林水産	901	942	41	兼務による欠員解消 ※、組織再編
		商工	201	198	▲3	組織再編
		土木	661	688	27	兼務による欠員解消 ※、組織再編
		計	3,967	3,989	22	(参考：人口10万人当たり職員数206.6人)
	教育部門	16,127	16,142	15	小学校における学級増加	
	警察部門	3,922	3,906	▲16	組織再編	
	小 計	24,016	24,037	21	(参考：人口10万人当たり職員数1,244.81人)	
公 営 企 業 会 計 部 門 等	病 院 水 道 下 水 道 其 他	病院	1,237	1,247	10	欠員補充（看護師）
		水道	50	50	0	
		下水道	51	49	▲2	組織再編
		その他	234	238	4	組織再編
	小 計	1,572	1,584	12		
合 計			25,588	25,621	33	(参考：人口10万人当たり職員数1,326.84人)
			[26,431]	[25,679]	[▲441]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 主な増減理由のうち、※が付くものは新型コロナウイルス感染症対応に関係するものである。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

構成比



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	61人	917人	2,362人	2,417人	2,647人	2,410人	2,342人	2,349人	2,663人	2,933人	3,114人	1,406人	25,621人

(3) 職員数の推移

部門	区分	30年	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,922	3,907	3,886	3,945	3,967	3,989	67人(1.7%)
教育		14,971	14,794	14,730	16,373	16,127	16,142	1,171人(7.8%)
警察		3,928	3,928	3,919	3,922	3,922	3,906	▲22人(▲0.6%)
普通会計計		22,821	22,629	22,535	24,240	24,016	24,037	1,216人(5.3%)
公営企業等会計計		1,564	1,576	1,592	1,566	1,572	1,584	20人(1.3%)
総合計		24,385	24,205	24,127	25,806	25,588	25,621	1,236人(5.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 会計年度任用職員数

部 門 \ 区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
普通会計	36	40	49	37
公営企業等会計	141	137	138	137
総合計	17	177	187	174

(注) 1 「職員数」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）数である。

2 令和5年4月1日時点の普通会計の内訳は、一般行政「25人」、教育「0人」、警察「12人」である。

3 令和5年4月1日時点の公営企業等会計の内訳は、企業局事業「0人」、病院事業「137人」である。

8 公営企業職員の状況

(1) 企業局事業

①職員給与費の状況

決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占め る職員給与費 比率(B)/(A)	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	6,429,649	3,373,274	1,287,916	20.0	19.6
工業用水道事業	1,741,096	169,721	202,219	11.6	11.6
水道事業	3,677,702	1,081,720	400,335	10.9	11.3
団地造成事業	1,254,549	275,678	122,148	9.7	3.9
施設管理事業	588,166	243,489	63,822	10.9	7.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 184,114千円を含まない。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	158	627,841	143,665	259,725	1,031,231	6,527	6,560
工業用水道事業	28	104,748	20,463	41,631	166,842	5,959	6,326
水道事業	53	206,685	39,723	83,607	330,015	6,227	6,834
団地造成事業	30	119,006	24,028	50,107	193,141	6,438	6,800
施設管理事業	8	34,348	8,907	13,739	56,994	7,124	6,918

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の数値である。

3 都道府県平均一人当たり給与費は、令和4年度地方公営企業決算状況調査による。

4 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業			
群馬県	43.0 歳	367,084 円	543,484 円
都道府県平均	45.3 歳	350,867 円	545,019 円
工業用水道事業			
群馬県	44.5 歳	372,050 円	536,364 円
都道府県平均	44.8 歳	342,485 円	526,014 円
水道事業			
群馬県	43.6 歳	351,725 円	546,388 円
都道府県平均	44.2 歳	358,409 円	568,568 円
団地造成事業			
群馬県	44.4 歳	375,006 円	566,645 円
道府県平均	46.3 歳	361,344 円	564,738 円
施設管理事業			
群馬県	40.0 歳	353,143 円	507,515 円
都道府県平均	45.0 歳	381,530 円	593,675 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 都道府県平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査による。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

群馬県		都道府県平均	
一人当たり平均支給額（令和4年度）		一人当たり平均支給額（令和4年度）	
	千円		千円
電気事業	1,599	電気事業	1,548
工業用水道事業	1,594	工業用水道事業	1,434
水道事業	1,591	水道事業	1,606
団地造成事業	1,661	団地造成事業	1,632
施設管理事業	1,534	施設管理事業	1,414
(令和4年度支給割合)		/	
期末手当	勤勉手当		
2.40 月分 (1.35)	2.00 月分 (0.95)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算		5～20%	

管理監督者加算	20%
---------	-----

(注) 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

群馬県			都道府県平均	
一人当たり平均支給額（令和4年度）			一人当たり平均支給額（令和4年度）	
	自己都合 千円	勸奨・定年 千円	千円	
電気事業	1,001	22,243	電気事業	7,535
工業用水道事業	0	0	工業用水道事業	5,559
水道事業	0	22,499	水道事業	13,145
団地造成事業	0	21,943	団地造成事業	8,988
施設管理事業	0	0	施設管理事業	9,467
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	/	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額（本県）は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）				千円
電気事業				16,958
工業用水道事業				2,315
水道事業				5,554
団地造成事業				3,501
施設管理事業				598
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）				円
電気事業				108,699
工業用水道事業				105,209
水道事業				106,798
団地造成事業				112,930
施設管理事業				99,525
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
東京都特別区	20 %	1 人	20 %	
大阪府大阪市	16 %	0 人	16 %	
上記以外の県外市町村	0 %	0 人	0 %	
県内全市町村	2.5 %	267 人	2.5 %	

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		千円
電気事業		4,496
工業用水道事業		687
水道事業		1,261
団地造成事業		13
施設管理事業		4
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		円
電気事業		35,398
工業用水道事業		32,695
水道事業		28,650
団地造成事業		747
施設管理事業		760
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		%
電気事業		80.4
工業用水道事業		84.0
水道事業		80.0
団地造成事業		54.8
施設管理事業		66.7
手当の種類（手当数）		5
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
・電気事業		
発電施設管理業務手当	発電施設等の巡視及び点検作業等に従事する発電事務所又は管理総合事務所職員	（日額）230円又は460円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する発電事務所又は管理総合事務所職員	（勤務1回） 1,100円又は730円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する発電事務所又は管理総合事務所職員	（日額）230円～800円
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する発電事務所職員	（日額）430円～900円
・工業用水道事業		
水道施設管理業務手当	工業用水道施設等の巡視及び点検作業等に従事する工業用水道事務所職員	（日額）460円
夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する工業用水道事務所職員	（勤務1回） 1,100円又は730円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する工業用水道事務所職員	（日額）230円～800円
・水道事業		
水道施設管理業務手当	水道施設等の巡視及び点検作業等に従事する水道事務所又は水質検査センター職員	（日額）460円

夜間特殊業務手当	深夜に行われる業務に従事する水道事務所職員	(勤務1回) 1,100円又は730円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する水道事務所職員	(日額) 230円～800円
有害物取扱業務手当	有害物を扱う試験、研究、分析等に従事する水質検査センター職員	(日額) 230円
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する水道事務所職員	(日額) 430円～900円
・ 団地造成事業		
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(日額) 430円～900円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する職員	(日額) 230円～800円
・ 施設管理事業		
用地交渉業務手当	用地取得等に関する業務に従事する職員	(日額) 430円～900円
特殊現場業務手当	高所、深所及び災害発生箇所等で作業する職員	(日額) 230円～800円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	千円
電気事業	41,381
工業用水道事業	5,319
水道事業	13,629
団地造成事業	6,731
施設管理事業	2,336
職員一人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	千円
電気事業	262
工業用水道事業	213
水道事業	248
団地造成事業	218
施設管理事業	39
支給実績 (令和3年度決算)	千円
電気事業	42,901
工業用水道事業	4,049
水道事業	12,293
団地造成事業	7,308
施設管理事業	2,009
職員一人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	千円
電気事業	340
工業用水道事業	176
水道事業	279
団地造成事業	292
施設管理事業	335

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 一人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,500～6,500円 2 子 10,000円 3 その他の扶養親族 3,500～6,500円 4 特定年齢にある子 一人5,000円加算 ※「1及び3」は、行政職給料表 9級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 電気事業 17,821 工業用水道事業 2,931 水道事業 5,268 団地造成事業 4,943 施設管理事業 1,776	円 231,429 325,667 246,095 247,130 355,200
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 （上限28,000円） ※家賃16,000円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 電気事業 9,164 工業用水道事業 1,530 水道事業 2,075 団地造成事業 2,292 施設管理事業 0	円 277,697 382,400 230,467 327,338 0
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 (例) 自動車通勤した場合 ・10km …… 6,820円 ・15km …… 10,070円	同じ	—	千円 電気事業 24,064 工業用水道事業 4,236 水道事業 5,264 団地造成事業 3,000	円 161,502 192,538 103,208 99,983

	・20km …… 13,310 円			施設管理事業 784	130,653
単身赴任 手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給 1 基礎額 30,000 円 2 加算額 8,000 円～70,000 円 ※交通距離に応じて加算	同じ	—	千円 電気事業 456 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	円 456,000 0 0 0 0
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、企業管理者の指定する職に在職する職員に支給 ・給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額 42,100 円～128,900 円	同じ	—	千円 電気事業 19,250 工業用水道事業 2,996 水道事業 6,846 団地造成事業 3,841 施設管理事業 1,527	円 836,926 748,925 760,622 768,080 763,050
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌午前5時まで）に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たり給与額×25% ×勤務時間数	同じ	—	千円 電気事業 3,630 工業用水道事業 0 水道事業 0 団地造成事業 0 施設管理事業 0	円 109,972 0 0 0 0
宿日直手当	宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給 ・特殊業務の宿日直勤務 6,100 円	同じ	—	千円 電気事業 278 工業用水道事業	円 55,510

				0	0
				水道事業	
				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他公務運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ・週休日等 勤務1回につき 2,600円～18,000円 ・平日深夜 勤務1回につき 1,300円～6,000円	同じ	—	千円	円
				電気事業	
				67	7,444
				工業用水道事業	
				57	18,833
				水道事業	
				10	4,600
				団地造成事業	
				16	5,300
				施設管理事業	
				0	0
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 1 世帯主である職員（支給地域内に居住） (1) 扶養親族のある職員 1 級地 17,800円 2 級地 11,860円 3 級地 8,900円 (2) その他の世帯主である職員 1 級地 10,200円 2 級地 6,800円 3 級地 5,100円 2 その他の職員 1 級地 7,360円 2 級地 4,900円 3 級地 3,680円	同じ	—	千円	円
				電気事業	
				655	18,701
				工業用水道事業	
				0	0
				水道事業	
				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0
特地勤務 手当	生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・（給料月額＋扶養手当月額）×支給割合（4～8%）	同じ	—	千円	円
				電気事業	
				746	124,328
				工業用水道事業	
				0	0
				水道事業	

				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0
特勤手当に準ずる手当	特勤公署等に異動した職員等のうち異動に伴って住居を移転した者に異動から3～6年間支給 ・（異動時等の給料月額＋扶養手当月額）×支給割合（2～5%）	同じ	—	千円	円
				電気事業	
				0	0
				工業用水道事業	
				0	0
				水道事業	
				0	0
				団地造成事業	
				0	0
				施設管理事業	
				0	0

④会計年度任用職員の給与の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料月額等	令和4年度決算額
給料	・常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表）の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 0
期末手当	（令和4年度支給割合）2.40月分 （令和5年度支給割合）2.40月分	千円 0
その他手当	・地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当について、常勤職員に準じて支給	千円 0

（注） 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である会計年度任用職員）の状況である。

(2) 病院事業

①職員給与費の状況

決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費 比率 (B)/(A)	(参考)令和3年度 の総費用に占める 職員給与費比率
令和4年度	千円 31,704,194	千円 330,567	千円 13,406,105	% 42.3	% 43.1

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	人 1,226	千円 5,240,845	千円 2,036,339	千円 2,026,649	千円 9,303,833	千円 7,589	千円 7,469

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。
 3 都道府県平均一人当たりの給与費は、令和4年度地方公営企業決算状況調査による。
 4 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員は含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
群馬県	41.9 歳	353,486 円	619,257 円
うち医師	46.5 歳	539,076 円	1,365,224 円
うち看護師	40.5 歳	326,062 円	522,078 円
うち事務職員	42.6 歳	345,176 円	539,976 円
都道府県平均	42.0 歳	334,023 円	617,918 円
うち医師	42.4 歳	585,961 円	1,445,170 円
うち看護師	40.1 歳	303,881 円	504,528 円
うち事務職員	45.0 歳	337,999 円	536,991 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 都道府県平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査による。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

群馬県	都道府県平均
一人当たり平均支給額（令和4年度） 1,653 千円	一人当たり平均支給額（令和4年度） 1,494 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

役職加算	5～20%
管理監督者加算	15～25%

(注) 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

群馬県			都道府県平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	/
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			一人当たり平均支給額（令和4年度）
一人当たり平均支給額			
1,440 千円		18,372 千円	6,186 千円

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額（本県）は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			252,134 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			214,400 円
支給対象地域・者	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	16 %	144 人	16 %
上記以外の者 （県内全域）	2.5 %	1,103 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給総額（令和4年度決算）		509,001 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		571,911 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		75.7 %
手当の種類（手当数）		6
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師緊急業務等手当	病院に勤務する 医師、歯科医師	休日等に行う緊急手術等 (1件) 1,000円～30,000円
夜間看護等手当	看護師、助産師	深夜に行われる看護業務 (勤務1回) 2,400円～7,000円
	医師、看護師等	救急患者に対処するための 自宅等での待機 (1回) 1,580円
	医師、看護師等	救急患者に対処するため 呼び出され勤務したとき (1回) 1,240円
	看護師等	医療観察法の規定による 外泊随行業務 (1回) 8,600円
夜間特殊業務手当	診療放射線技 師、臨床検査技	深夜に行われる検査等 (勤務1回) 730円

	師		
死体解剖補助作業手当	臨床検査技師	死体解剖補助	(1体) 2,700円
感染症特定業務手当	医師、歯科医師 看護師、薬剤師	新型コロナウイルス感染症患者又は感染の疑いのある者に対応する業務等	(日額) 3,000~8,000円
救急医療業務手当	心臓血管センターに勤務する看護職員	看護業務	(月額) 3,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	544,398千円
職員一人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	495千円
支給実績(令和3年度決算)	606,098千円
職員一人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	519千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 3,500~6,500円 2 子 10,000円 3 その他の扶養親族 3,500~6,500円 4 特定年齢にある子 一人5,000円加算 ※「1及び3」は、行政職給料表9級適用者等に対して支給しない。	同じ	—	千円 115,488	円 273,022
住居手当	自ら居住するための住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ・家賃の額に応じて支給 (上限28,000円) ※家賃16,000円を超える場合に限る。	同じ	—	千円 93,695	円 326,464
通勤手当	通勤に要する費用を直接負担している職員に支給 1 交通機関を利用する場合 運賃等相当額を全額支給 2 交通用具を利用する場合	同じ	—	千円 98,996	円 96,960

	<p>使用距離に応じて支給</p> <p>(例) 自動車通勤した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10km …… 6,820 円 ・ 15km …… 10,070 円 ・ 20km …… 13,310 円 				
単身赴任 手当	<p>異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員に支給</p> <p>1 基礎額 30,000 円</p> <p>2 加算額 8,000 円～70,000 円</p> <p>※交通距離に応じて加算</p>	同じ	—	千円 1,902	円 475,500
管理職手 当	<p>管理又は監督の地位にある職員のうち、知事の指定する職に在職する職員に支給</p> <p>・ 給料表別・職務の級別・管理職手当の区分別に定められた定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務 50,600 円～128,900 円 ・ 医師 62,700 円～138,700 円 ・ 看護師 54,000 円～ 71,900 円 	同じ	—	千円 65,346	円 848,649
初任給調 整手当	<p>採用による欠員の補充が困難と認められる職員に支給</p> <p>1 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師</p> <p>・ 大学卒業日及び採用日に応じ</p> <p style="text-align: right;">49,100 円～373,600 円</p>	異なる	・ 16年目以降の手当額・支給期間・役職別加算	千円 525,239	円 3,751,709
夜間勤務 手当	<p>正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌午前5時まで)に勤務した職員に支給</p> <p>・ 勤務1時間当たり給与額×25% ×勤務時間数</p>	同じ	—	千円 98,509	円 168,680
宿日直手 当	<p>宿日直を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>1 一般の宿日直 5,500 円</p> <p>2 特殊業務の宿日直 医師・歯科医師の当直勤務 21,000 円 看護師・臨床検査技師、診療放射線技師 6,100 円</p>	同じ	—	千円 69,773	円 606,719
管理職員	管理職手当の支給される職員が臨時又は	同じ	—	千円	円

特別勤務 手当	緊急その他公務運営の必要により週休日 等に勤務した場合に支給 ・ 週休日等 勤務1回につき 2,600円～18,000円 ・ 平日深夜 勤務1回につき 1,300円～6,000円			6,786	165,532
------------	--	--	--	-------	---------

④会計年度任用職員の給与の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等	令和4年度決算額
給料	・ 常勤職員と同一の給料表（行政職給料表、医療職給料表（二）、医 療職給料表（三）、福祉職給料表、栄養職給料表、事務職給料表） の1級を適用し、職務の困難度や責任の程度等に応じて号給を決定	千円 439,176
期末手当	（令和4年度支給割合）2.40月分 （令和5年度支給割合）2.40月分	千円 77,373
その他手当	・ 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当に ついて、常勤職員に準じて支給	千円 91,488

（注） 「給与の状況」は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員（一週間当たりの通常
の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である
会計年度任用職員）の状況である。